

事 務 連 絡
平成25年3月27日

都道府県労働局労働基準部
労災補償課長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部
補償課職業病認定対策室長補佐

脳・心臓疾患及び精神障害に係る処理経過簿の掲載並びに
審査請求等による原処分取消事案に係る報告について(依頼)

当室では、例年、脳・心臓疾患、精神障害事案に係る前年度の労災補償状況等を取りまとめ、公表しています。この取りまとめを円滑に行うため、貴局において下記の作業を行っていただきますようお願いします。

記

1 処理経過簿の掲載期限の厳守について

脳・心臓疾患及び精神障害事案に係る処理経過簿については、毎月10日までに掲載していただいておりますが、平成24年度処理分については、必ず、平成25年4月10日(水)までに、「脳・心臓疾患及び精神障害事案に係る処理経過簿システム」において作成した「交換ファイル」を掲載してください。

2 審査請求等による原処分取消事案に係る報告

平成24年度中に監督署長の不支給決定を取り消して支給決定した事案については、平成25年4月19日(金)までに、労働基準行政システム全国掲示板に別添様式1及び2(エクセルファイル)の掲載をお願いします。

3 その他

「脳・心臓疾患及び精神障害事案に係る処理経過簿」については、平成25年度の事案を入力する前に、「年度更新」(平成24年度の処理経過簿を保存し、平成25年度用の処理経過簿を作成するシステム上の機械処理)を行っていただく必要がありますが、これについては、平成24年度の労災補償状況の取りまとめ作業の進捗を見つつ、別途貴局あて依頼しますのでご承知おきください。

原処分取消事案一覧表(脳・心臓疾患事案)

局名																
番号	担当署	労働者氏名	性別	生年月日	当初の労災請求時における生死	原処分日(不支給決定日)	分類	支給決定時の情報を記入のこと								
								支給決定日	発症年月日	疾病名	業種(日本標準産業分類:大分類)	業種(日本標準産業分類:中分類)	職種(日本標準職業分類:大分類)	職種(日本標準職業分類:中分類)	認定要件	時間外労働時間数 (発症前1か月の時間外労働時間数及び発症前2か月ないし6か月における月平均の時間外労働時間数のうちの最大値)
記入例	三田	●● ●●	男	S42.1.10	死	H23.8.5	審査請求	H24.7.25	H22.11.14	心筋梗塞	製造業	食料品製造業	事務従事者	一般事務従事者	長期過重	72時間
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																

注1) 本表は、労災保険審査官による決定等により、原処分(不支給決定)が取り消され、平成24年度に支給決定された労働者について記載すること。
 注2) 「分類」については、原処分取消しの契機に応じて、「審査請求」・「再審査請求」・「訴訟(地裁)」・「訴訟(高裁)」・「自庁取消」を記入すること。
 注3) 「支給決定日」については、労働基準監督署での支給決定日を記入すること(取消決定日や裁決日等ではない)。
 注4) 「認定要件」については、当該事案が満たした認定要件に応じて、「異常」、「短期過重」、「長期過重」のいずれかを記入すること。
 注5) 「時間外労働時間数」については、「長期過重」で認定した事案に限り記入すること。1時間未満の端数がある場合、小数点第1位を四捨五入すること(「例えば「71.5時間」は「72時間」とする)。
 注6) 該当者が15名以上いる場合は、適宜、「行」を増やして事案を記載すること。
 注7) 該当者がいない場合には、その旨を本省補償課職業病認定対策室あて連絡すること。

原処分取消事案一覧表(精神障害事案)

局名																
番号	担当署	労働者氏名	性別	生年月日	当初の労災請求時における自殺(未遂を含む。)と非自殺の別	原処分日(不支給決定日)	分類	支給決定時の情報を記入のこと								
								支給決定日	発病年月日(発病時期)	疾病名	業種(日本標準産業分類:大分類)	業種(日本標準産業分類:中分類)	職種(日本標準職業分類:大分類)	職種(日本標準職業分類:中分類)	出来事コード	時間外労働時間数 (精神障害の発病に關与した出来事が発生した月から精神障害が発病した月までの間における1ヵ月平均の労働時間数)
記入例	三田	●● ●●	男	S42.1.10	非自殺	H23.6.10	審査請求	H24.4.25	H22.4中旬	うつ病エピソード	製造業	食料品製造業	事務従事者	一般事務従事者	310	72時間
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																

注1)本表は、労災保険審査官による決定等により、原処分(不支給決定)が取り消され、平成24年度に支給決定された労働者について記載すること。

注2)「分類」については、原処分取消しの契機に応じて、「審査請求」・「再審査請求」・「訴訟(地裁)」・「訴訟(高裁)」・「自庁取消」を記入すること。

注3)「支給決定日」については、変更された支給決定日を記入すること(取消決定日や裁決日等ではない)。

注4)「出来事コード」については、別紙を参考に記入すること。

注4)「時間外労働時間数」については、「脳・心臓疾患及び精神障害事案に係る処理経過簿システム」の入力方法に準じて記載すること。

注5)該当者が15名以上いる場合は、適宜、「行」を増やして事案を記載すること。

注6) 該当者がいない場合には、その旨を本省補償課職業病認定対策室あて連絡すること。

出来事コード一覧表

出来事の類型	具体的な出来事	コード
① 事故や災害の体験	(重度の) 病気やケガをした	010
	悲惨な事故や災害の体験、目撃をした	020
② 仕事の失敗、過重な責任の発生等	業務に関連し、重大な人身事故、重大事故を起こした	030
	会社の経営に影響するなどの重大な仕事上のミスをした	040
	会社で起きた事故、事件について、責任を問われた	050
	自分の関係する仕事で多額の損失等が生じた	060
	業務に関連し、違法行為を強要された	070
	達成困難なノルマが課された	080
	ノルマが達成できなかった	090
	新規事業の担当になった、会社の建て直しの担当になった	100
	顧客や取引先から無理な注文を受けた	110
	顧客や取引先からクレームを受けた	120
	大きな説明会や公式の場での発表を強いられた	130
	上司が不在になることにより、その代行を任された	140
③ 仕事の量・質	仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった	150
	1か月に80時間以上の時間外労働を行った	160
	2週間以上にわたって連続勤務を行った	170
	勤務形態に変化があった	180
	仕事のペース、活動の変化があった	190
④ 役割・地位の変化等	退職を強要された	200
	配置転換があった	210
	転勤をした	220
	複数名で担当していた業務を1人で担当するようになった	230
	非正規社員であるとの理由等により、仕事上の差別、不利益取扱いを受けた	240
	自分の昇格・昇進があった	250
	部下が減った	260
	早期退職制度の対象となった	270
	非正社員である自分の契約満了が迫った	280
⑤ 対人関係	(ひどい) 嫌がらせ、いじめ、又は暴行を受けた	290
	上司とのトラブルがあった	300
	同僚とのトラブルがあった	310
	部下とのトラブルがあった	320
	理解してくれていた人の異動があった	330
	上司が替わった	340
	同僚等の昇進・昇格があり、昇進で先を越された	350

※具体的な出来事に合致せず、類推した場合及び恒常的長時間労働が認められた場合は次頁の(注1～2)を参照

出来事の類型	具体的な出来事	コード
6 セクシュアルハラスメント	セクシュアルハラスメントを受けた	360

特別な出来事	特別な出来事の類型	コード
7 特別な出来事	生死にかかわる、極度の苦痛を伴う、又は永久労働不能となる後遺障害を残す業務上の病気やケガをした	370
	業務に関連し、他人を死亡させ、又は生死にかかわる重大なケガを負わせた（故意によるものを除く）	380
	強姦や、本人の意思を抑圧して行われたわいせつ行為などのセクシュアルハラスメントを受けた	390
	その他、上記に準ずる程度の心理的負荷が極度と認められるもの	400
	極度の長時間労働	410

（注1）具体的な出来事に合致せず、類推した場合には、末尾の「0」を「9」に変更し3桁のコードにすること。

例：「部下が減った」を類推した場合、出来事コードは269と入力する。

（注2）恒常的長時間労働が認められ、総合評価を「強」とした場合は、末尾に「1」を入力し、4桁のコードにすること。

例：「達成困難なノルマが課された」の後に恒常的長時間労働が認められた場合、出来事コードは2101と入力する。